

免許・資格について

所属学部・学科に応じて取得できる免許・資格等は、以下のとおりです。

免許・資格等		学部・学科		
		栄養学部	教育学部	看護学部
		栄養学科	教育学科	看護学科
教育職員 免許状	栄養教諭一種	○		
	幼稚園教諭一種		○	
	小学校教諭一種		○	
	養護教諭一種 ※			○
栄養士		○		
管理栄養士		○		
フードスペシャリスト		○		
こども音楽療育士			○	
保育士			○	
看護師				○
保健師※				○
助産師※				○

※免許・資格により実習費、手数料等が必要になります。

また、必要な手続き等については、メールやユニバーサルパスポートを通じて連絡しますので、見落としのないように注意してください。

※保健師、助産師及び養護教諭一種免許状については定員があります。なお、保健師、助産師及び養護教諭の課程を複数選択履修することはできません。

○教職課程

教職課程とは、教育職員免許法に基づいて授与される教育職員免許状を取得するために設置されている課程です。教職に就くことを希望する者は、この課程で定められた所定の単位を修得し、都道府県教育委員会に教育職員免許状授与の申請をしなければなりません。

教育職員免許状取得のための要件として、基礎資格と最低修得単位数が定められており、教育職員免許法に定める最低修得単位数を基準として、本学で定められた教職課程科目を履修し、単位を修得しなければなりません。

本学で取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりです。

学部	学科	免許状の種類
栄養学部	栄養学科	栄養教諭一種免許状
教育学部	教育学科	幼稚園教諭一種免許状
		小学校教諭一種免許状
看護学部	看護学科	養護教諭一種免許状

■栄養教諭一種免許状

< 栄養教諭課程履修上の注意 >

栄養教諭課程を履修する者は、単に免許状のひとつとして捉えず、実際に教職に就くことを希望する者のみが履修するようにしてください。そのうえで、次の事項に注意してください。

- (1) 栄養教諭課程に関する連絡事項は、学内メールまたは、教学センターの掲示板等を通じて連絡をします。
- (2) 説明会及びオリエンテーションには、必ず出席してください。教育職員免許状を取得するまでには、さまざまな手続きが必要になります。必要書類・記入事項・手続期間等に注意してください。
- (3) 「教職課程履修願」提出後に、栄養教諭課程の履修を辞退する場合は、「教職課程履修辞退届」を提出してください。
- (4) 栄養教諭課程に必要な費用として、実習に対する教育実習費・申請に必要な証明手数料などが必要になります。

< 基礎資格と必要修得単位数 >

栄養学部栄養学科において、栄養教諭一種免許状を取得するためには、基礎資格を有し、次のとおり最低必要単位数を修得しなければなりません。

基礎資格※		学士の学位を有すること
本学において修得しなければならない科目区分等及び単位数	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	8単位
	栄養に係る教育に関する科目	4単位
	教育の基礎的理解に関する科目等	23単位以上

※基礎資格：栄養教諭一種免許状の基礎資格として、学士の学位を有する他に、管理栄養士免許取得又は管理栄養士養成課程を修了し、栄養士の免許を取得しなければなりません。

【教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目】

下表の科目は、卒業単位に含まれます。

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等				
科目	単位	授業科目	単位		配当年次	備考
			必修	選択		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		1・2・3・4	
体育	2	健康スポーツ実習A	1		1・2・3・4	
		健康スポーツ実習B	1		1・2・3・4	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションA	1		1・2・3・4	
		英語コミュニケーションB	1		1・2・3・4	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報機器の操作I	1		1	
		情報機器の操作II	1		1	
法定最低修得単位数 8単位		必修科目8単位				

【栄養に係る教育に関する科目】

下表の科目は、卒業単位に含まれます。

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等				
科目	科目区分	授業科目	単位		配当年次	備考
			必修	選択		
栄養に係る教育に関する科目	・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項	学校栄養教育I	2		3	
	法定最低修得単位数 4単位		必修科目4単位			

【教育の基礎的理解に関する科目等】

下表の科目は、卒業単位には含まれません。

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等				
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	授業科目	単位		配当年次	備考
				必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原理(養栄)	2		1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論	2		2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度論(養栄)	2		2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学(養栄)		2	2	1科目2単位 選択必修 ※養栄学部 栄養学科 開設科目
			発達心理学*		2	3	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育(養栄)		1	2	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論(養栄)		2	2	
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容	6	道徳・特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		2	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育の方法と技術(養栄)	2		3	
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2		3	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		教育相談(養栄)	2		3	
教育実践に関する科目	栄養教育実習	2	栄養教育実習	2		4	
	教職実践演習	2	教職実践演習(栄養教諭)	2		4	
法定最低修得単位数 18単位			必修科目を含む23単位以上				

< 必修科目の扱いについて >

各科目表は、教育職員免許状取得のための必修科目を指し、卒業要件を満たすための「必修科目」の位置づけと異なります。

＜教育実習の履修要件について＞

教育実習を履修するためには、4年次前期履修登録時において、次の各項の要件を満たしていなければなりません。

- ・教職又はこれに関連する職種に就くことを希望していること。
- ・「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「栄養に係る教育に関する科目」に定める科目の単位を修得していること。ただし、これらの科目のうち、「教職概論」「学校栄養教育I」「学校栄養教育II」を除く科目については、2科目までの修得見込みを可とします。

■幼稚園教諭一種免許状

＜基礎資格と必要修得単位数＞

教育学部教育学科において、幼稚園教諭一種免許状を取得するためには、基礎資格を有し、次のとおり最低必要単位数を修得しなければなりません。

基礎資格		学士の学位を有すること
本学において修得しなければならない科目区分等及び単位数	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	8単位
	領域及び保育内容の指導法に関する科目	16単位以上
	教育の基礎的理解に関する科目等	23単位以上
	大学が独自に設定する科目	14単位以上

【教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目】

下表の科目は、卒業単位に含まれます。

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等				
科目	単位	授業科目	単位		配当年次	備考
			必修	選択		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		1・2・3・4	
体育	2	健康スポーツ	2		1	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションA	1		1・2・3・4	
		英語コミュニケーションB	1		1・2・3・4	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報機器の操作I	1		1	
		情報機器の操作II	1		1	
法定最低修得単位数 8単位		必修科目8単位				

【領域及び保育内容の指導法に関する科目】

下表の科目は、卒業単位に含まれます。

なお、法定最低修得単位数を超えて履修した科目については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入します。

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位	授業科目	単位		備考
				必修	選択	
領域に関する専門的事項	健康		幼児と健康	1		2科目 2単位以上を修得
	人間関係		幼児と人間関係	1		
	環境		幼児と環境	1		
	言葉		幼児と言葉	1		
	表現		幼児と表現	1		
保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		16	保育内容(総論)	2		1
			保育内容(健康)	2		2
			保育内容(言葉)	2		2
			保育内容(人間関係)	2		2
			保育内容(環境)	2		3
			保育内容(表現)	2		3
			音楽表現I	1		1
			音楽表現II		1	1
			造形表現I	1		1
			造形表現II		1	1
	法定最低修得単位数 16単位			必修科目を含む16単位以上		

【教育の基礎的理解に関する科目等】

下表の科目は、卒業単位に含まれます。

なお、法定最低修得単位数を超えて履修した科目については、「大学が独自で設定する科目」の単位に算入します。

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等			
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	授業科目	単位		備考
				必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		1
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教師論	2		2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	2		3
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学	2		1
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育心理学		2	1
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	2		2
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2		2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	教育の方法と技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2		2
	幼児理解の理論及び方法		子ども理解と教育相談	2	2	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習 A（幼稚園）（事前事後指導1単位を含む）	5		4
			教育実習 B（小学校）（事前事後指導1単位を含む）	5		3
	教職実践演習	2	教職実践演習（幼・小）		2	4
			保育・教職実践演習（幼稚園）		2	4
法定最低修得単位数 21単位			必修科目を含む23単位以上			

【大学が独自に設定する科目】

下表の科目は、卒業単位に含まれます。

なお、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」から法定単位数を超えて取得した単位数と、「大学が独自に設定する科目」から取得した単位数の合計で、14単位以上修得しなければなりません。

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等			
科目区分	単位	授業科目	単位		備考
			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	14	子ども英語		2	2
		国際子ども支援学		2	3
		生活健康論		2	3
		食育指導論		2	3
		食育実践論		2	3
		子どもとメディア		2	3
		児童国語		2	1
		児童算数		2	2
		児童生活		2	2
		子ども音楽		2	2
子どもスポーツ		2	2		

< 必修科目の扱いについて >

各科目表は、教育職員免許状取得のための必修科目を指し、卒業要件を満たすための「必修科目」の位置づけと異なります。

< 教育実習の履修要件について >

幼稚園教諭一種免許状取得に必要な法定実習科目（「教育実習 A（幼稚園）」）を履修するためには、履修登録時に次の要件を満たしていなければなりません。（千里金蘭大学教育学部教育学科「履修内規」第3条第2号）

- 「教育職員免許法施行規則第66条6に定める科目」で、本学において開講する科目のうち、6単位以上を修得していること。
- 「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の領域に関する専門的事項の科目で、本学において開講する科目のうち、2科目2単位以上を修得していること。
- 「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」で、本学において開講する科目、かつ3年次までの必修科目のうち、13科目24単位以上を修得していなければならない。

■小学校教諭一種免許状

< 基礎資格と必要修得単位数等 >

教育学部教育学科において、小学校教諭一種免許状を取得するためには、基礎資格を有し、次のとおり最低必要単位数を修得しなければなりません。

基礎資格		学士の学位を有すること
本学において修得しなければならない科目区分等及び単位数	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	8単位
	教科及び教科の指導法に関する科目	30単位以上
	教育の基礎的理解に関する科目等	29単位以上
	大学が独自に設定する科目	2単位以上
その他要件		介護等体験

【教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目】

下表の科目は、卒業単位に含まれます。

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等				
科目	単位	授業科目	単位		配当年次	備考
			必修	選択		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		1・2・3・4	
体育	2	健康スポーツ	2		1	
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションA	1		1・2・3・4	
		英語コミュニケーションB	1		1・2・3・4	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報機器の操作I	1		1	
		情報機器の操作II	1		1	
法定最低修得単位数 8単位		必修科目8単位				

【教科及び教科の指導法に関する科目】

下表の科目は、卒業単位に含まれます。

なお、法定最低修得単位数を超えて履修した科目については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入します。

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位	授業科目	単位		配当年次	備考
				必修	選択		
教科に関する専門的事項	国語（書写を含む） 社会 算数 理科 生活 音楽 図画工作 家庭 体育 外国語	10	児童国語		2	1	選択科目 5科目 10単位 以上 を修得
			児童社会		2	2	
			児童算数		2	2	
			児童理科		2	1	
			児童生活		2	2	
			子ども音楽		2	2	
			子ども造形		2	2	
			児童家庭		2	2	
			子どもスポーツ		2	2	
			子ども英語		2	2	
（情報通信技術の活用を含む。） 各教科の指導法	国語（書写を含む） 社会 算数 理科 生活 音楽 図画工作 家庭 体育 外国語	20	国語科教育法	2		2	
			社会科教育法	2		2	
			算数科教育法	2		2	
			理科教育法	2		2	
			生活科教育法	2		3	
			音楽科教育法	2		3	
			図画工作科教育法	2		3	
			家庭科教育法	2		3	
			体育科教育法	2		3	
			英語科教育法	2		3	
法定最低修得単位数 30単位			必修科目を含む30単位以上				

【教育の基礎的理解に関する科目等】

下表の科目は、卒業単位に含まれます。

なお、法定最低修得単位数を超えて履修した科目については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入します。

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等				
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	授業科目	単位		配当年次	備考
				必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2		1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教師論	2		2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度論	2		3	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学	2		1	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育心理学		2	1	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		特別支援教育	2		2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育指導論	2		2	
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		3	
	特別活動の指導法		教育の方法と技術（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2		2	
	教育の方法及び技術		生徒指導・進路指導	2		3	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育相談	2		2	
	生徒指導の理論及び方法		教育実践に関する科目	5	教育実習 A（幼稚園） （事前事後指導1単位を含む）	5	
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育実習 B（小学校） （事前事後指導1単位を含む）	5			3		
教育実践に関する科目	教育実習	2	教職実践演習（幼・小）	2		4	
	教職実践演習						
法定最低修得単位数 27単位			必修科目を含む29単位以上				

< 必修科目の扱いについて >

各科目表は、教育職員免許状取得のための必修科目を指し、卒業要件を満たすための「必修科目」の位置づけと異なります。

【大学が独自に設定する科目】

本学の小学校教諭教職課程では、大学が独自で設定する科目は開設せず、法定単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」をあわせて2単位以上を修得しなければなりません。

【介護等の体験】

「介護等の体験」7日間（社会福祉施設等での体験が5日間、特別支援学校での体験が2日間）が必修となります。

< 教育実習の履修要件について >

小学校教諭一種免許状取得に必要な法定実習科目（「教育実習 B（小学校）」）を履修するためには、履修登録時に次の要件を満たしていなければなりません。（千里金蘭大学教育学部教育学科「履修内規」第3条第3号）

- 「教育職員免許法施行規則第66条6に定める科目」で、本学において開講する6科目8単位のうち、6単位以上を修得していること。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」の教科に関する専門的事項の科目で、本学において開講する科目のうち、5科目10単位以上の単位を修得していること。
- 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」で、本学において開講する科目のうち、2年次までの必修科目の中で10科目20単位以上を修得していること。ただし、4年次に履修する者は、3年次までの必修科目のうち、17科目34単位以上を修得していなければならない。

■養護教諭一種免許状

<養護教諭養成課程の出願手続きと選考について>

養護教諭養成課程の履修希望者は、所定の期日までに「養護教諭養成課程履修願書」を教学センターに提出しなければなりません。

また、選考は2年次の後期末に行い、次の方法の結果を総合して審査します。

- (1) 養護教諭に関する小論文
- (2) 面接
- (3) 2年次後期までの通算GPA（広域看護学実習を除く）

<履修定員>

養護教諭養成課程の定員は、9名を上限とします。

<出願条件>

養護教諭養成課程の履修を志願できる者は、次の条件を全て満たす者としてします。

- (1) 2年次後期までに開講される「専門教育科目の必修科目」、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位をすべて修得している者
- (2) 「疫学」「学校保健」「養護概論」の単位を修得している者
- (3) 卒業後、養護教諭として働くことを希望する者
- (4) 助産師教育課程又は保健師教育課程の履修者選考試験を志願しない者
- (5) 2年次後期までの通算GPAが2.5以上の者（広域看護学実習を除く）

<履修費の納入>

養護教諭養成課程の選択履修を許可された者は、履修費として、3年次前期に20,000円を納入しなければなりません。

いったん納入した納付金は、その理由の如何にかかわらず返還しません。

<基礎資格と必要修得単位数等>

看護学部看護学科において、養護教諭一種免許状を取得するためには、基礎資格を有し、次のとおり最低必要単位数を修得しなければなりません。

基礎資格		学士の学位を有すること
本学において修得しなければならない科目区分等及び単位数	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	8単位
	養護に関する科目	34単位
	教育の基礎的理解に関する科目等	26単位以上
	大学が独自に設定する科目	7単位以上

【教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目】

下表の科目は、卒業単位に含まれます。

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目区分等			
科目	単位	授業科目	単位		備考
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2		1・2・3・4
体 育	2	健康スポーツ実習A	1		1・2・3・4
		健康スポーツ実習B	1		1・2・3・4
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションA	1		1・2・3・4
		英語コミュニケーションB	1		1・2・3・4
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報機器の操作I	1		1
		情報機器の操作II	1		1
法定最低修得単位数 8単位		必修科目8単位			

【養護に関する科目】

下表の科目は、卒業単位に含まれます。

なお、法定最低修得単位数を超えて履修した科目については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入します。

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等				
科目	科目区分	単位	授業科目	単位		配当年次	備考
				必修	選択		
養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む)	4	公衆衛生学 保健統計学 疫学	1 2 2		3 2 2	
	学校保健	2	学校保健	2		2	
	養護概説	2	養護概論	2		2	
	健康相談活動の理論及び方法	2	健康相談	2		3	
	栄養学(食品学を含む。)	2	栄養学	2		2	
	解剖学及び生理学	2	解剖生理学Ⅰ 解剖生理学Ⅱ	2 2		1 1	
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	病原微生物学 臨床薬理学	2 2		1 2	
	精神保健	2	精神看護対象論	2		2	
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10	看護学概論 早期体験実習 小児看護対象論 母性看護対象論 地域・在宅看護学概論 救命救急学演習	2 2 2 2 2 1		1 1 2 2 2 3	
法定最低修得単位数 28単位		必修科目34単位					

【教育の基礎的理解に関する科目等】

下表の科目は、卒業単位に含まれません。

なお、法定最低修得単位数を超えて履修した科目については、「大学が独自に設定する科目」の単位に算入します。

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目区分等				
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	授業科目	単位		配当年次	備考
				必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		教育原理(養栄)	2		1	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論	2		1	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	8	教育制度論(養栄)	2		1	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学(養栄)	2		2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育(養栄)	1		2	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論(養栄)	2		1	
	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	6	道徳・特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		2	
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の方法と技術(養栄)		2		3		
生徒指導の理論及び方法	生徒指導		2		3		
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	教育相談(養栄)		2		2		
教育実践に関する科目	養護実習	5	養護実習	5		4	事前事後指導1単位含む
	教職実践演習	2	教職実践演習(養護教諭)	2		4	
法定最低修得単位数 21単位		必修科目を含む26単位以上					

【大学が独自に設定する科目】

本学の養護教諭教職課程では、大学が独自に設定する科目は開設せず、法定最低修得単位数を超えて履修した「養護に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳・総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、あわせて7単位以上を修得しなければなりません。

< 必修科目の扱いについて >

各科目表は、教育職員免許状取得のための必修科目を指し、卒業要件を満たすための「必修科目」の位置づけと異なります。

< 養護実習（教育実習）の履修条件について >

3年次後期までに開講される「教育の基礎的理解に関する科目等」「養護に関する科目」「教育職員免許法施行規則第66条の6に関する科目」をすべて修得していること。

○栄養士・管理栄養士

栄養学部栄養学科は、管理栄養士養成施設として厚生労働大臣の指定を受けていますので、同学科を卒業し資格に関する要件の単位を修得した者は、都道府県知事から栄養士免許を受けることができるとともに、管理栄養士国家試験受験資格を得ることができます。

管理栄養士は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与えるものであり、管理栄養士国家試験は、年1回実施されます。

< 栄養士申請手続等 >

卒業後、各都道府県に申請した者に「栄養士免許証」が交付されます。
大阪府在住者：本学が一括で申請 / 他府県在住者：各個人で申請

【栄養士課程に関する科目】

規則等規定科目	規則等規定単位		本学開設科目	配当 年次	配当 期間	授業 形態	区分	単位数	
	講義 又は 演習	実験 又は 実習						講義 又は 演習	実験 又は 実習
社会生活と健康	4		公衆衛生学Ⅰ	1	後期	講義	必修	2	
			公衆衛生学Ⅱ	2	前期	講義	必修	2	
			「社会生活と健康」の小計						4
人体の構造と機能	8	4	解剖学	1	前期	講義	必修	2	
			生理学	1	後期	講義	必修	2	
			生化学	1	後期	講義	必修	2	
			栄養生化学	2	前期	講義	必修	2	
			解剖生理学実験	1	後期	実験	必修		1
			「人体の構造と機能」の小計						8
食品と衛生	6		食品学Ⅰ	1	前期	講義	必修	2	
			食品学Ⅱ	1	後期	講義	必修	2	
			食品衛生学	2	前期	講義	必修	2	
			食品化学実験Ⅰ	1	前期	実験	必修		1
			食品化学実験Ⅱ	1	後期	実験	必修		1
			食品衛生学実験	2	後期	実験	必修		1
「食品と衛生」の小計						6	3		
栄養と健康	8		基礎栄養学	2	前期	講義	必修	2	
			応用栄養学Ⅰ	2	前期	講義	必修	2	
			応用栄養学Ⅱ	2	後期	講義	必修	2	
			臨床栄養学Ⅰ	2	後期	講義	必修	2	
			基礎栄養学実験	2	後期	実験	必修		1
			応用栄養学実習	3	前期	実習	必修		1
			臨床栄養学実習Ⅰ	3	前期	実習	必修		1
			「栄養と健康」の小計						8
栄養の指導	6	10	栄養教育論Ⅰ	2	前期	講義	必修	2	
			栄養教育論Ⅱ	2	後期	講義	必修	2	
			公衆栄養学Ⅰ	2	後期	講義	必修	2	
			栄養教育論実習	3	後期	実習	必修		1
「栄養の指導」の小計						6	1		
給食の運営	4		調理学	1	前期	講義	必修	2	
			給食経営管理論Ⅰ	2	前期	講義	必修	2	
			調理学実習Ⅰ	1	前期	実習	必修		1
			調理学実習Ⅱ	1	後期	実習	必修		1
			調理学実習Ⅲ	1	後期	実習	必修		1
			給食経営管理実習	3	後期	実習	必修		1
			給食経営計画論実習	3	前期	実習	必修		1
			臨地実習（給食経営管理）	3	集中	実習	必修		1
「給食の運営」の小計						4	6		
合計	36	14	合 計					36	14
	50							50	